

令和3年第19回住田町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第3号)

令和3年12月10日(金) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第1号
住田町債権管理条例
- 日程第 2 議案第2号
復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例
- 日程第 3 議案第3号
住田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第4号
過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第5号
住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第6号
住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第7号
令和3年度住田町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 8 議案第8号
令和3年度住田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第9号
令和3年度住田町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第10号
令和3年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第11号
財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第12 議案第12号
教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第13 閉会中の継続調査申出

(総務教民常任委員会)

日程第14 閉会中の継続調査申出

(産業経済常任委員会)

日程第15 閉会中の継続調査申出

(広報編集常任委員会)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(12名)

1番	水野正勝君	2番	荻原勝君
3番	佐々木初雄君	4番	佐々木信一君
5番	佐々木春一君	6番	村上薫君
7番	阿部祐一君	8番	林崎幸正君
9番	菊池孝君	10番	高橋靖君
11番	菅野浩正君	12番	瀧本正徳君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 神田謙一君 教育長 松高正俊君

.....

副町長	横澤孝君	総務課長 兼選挙管理 委員会書記長	山田研君
税務課長兼 会計管理者	佐藤修君	企画財政課長	菅野享一君
町民生活課長	紺野勝利君	保健福祉課長 兼地域包括支 援センター長	千葉英彦君
建設課長	佐々木真君	農政課長兼 農業委員会 事務局長	佐々木光彦君

林 政 課 千 葉 純 也 君 教 育 次 長 多 田 裕 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長 松 田 英 明 係 長 高 橋 京 美

開議 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（瀧本正徳君） おはようございます。ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（瀧本正徳君） これから諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀧本正徳君） これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 議案第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第1、議案第1号 住田町債権管理条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、佐藤修君。

○税務課長兼会計管理者（佐藤 修君） 議案第1号 住田町債権管理条例の制定について御説明いたします。

近年、当町における債権が多様化し、適正な債権管理が求められており、債権管理の規準の統一化、取扱いの明確化により、効率的で効果的な債権回収と債権処理を進めるため、住田町債権管理条例を制定するものです。

詳細につきましては、条文に沿って御説明いたします。

1ページ目を御覧ください。

第1条は、本条例の目的を定めるもので、町の債権の適正な管理と、公平な町民負担の確保と、円滑な行財政運営を進めることを定めています。

第2条は、定義を定めており、用語の意味を定めたものです。

第3条は、関係する法令との関係を定めたものです。

第4条は、町長の責務を定め、第5条では台帳の整備を、第6条では徴収計画の策定を規定するものです。

2ページ目を御覧ください。

第7条では督促を、第8条では滞納処分を、第9条、第10条では、強制執行と徴収停止について定め、債務者の納付資力の適正な見極めと、的確な対処を進めていくこととしております。

第11及び第12条では、延滞金及び遅延損害金について、地方税法や町税条例等関係法令に準拠した対応が進められるよう定めております。

3ページを御覧ください。

第13条は、債権の放棄を定めたもので、100万円を上限とした専決による債権放棄を定め、適正かつ迅速な債権管理を進めることとしております。

4ページを御覧ください。

第14条では、個人情報の収集利用について定め、個人情報の適正な管理を行うこととしており、第15条では委任を定義しております。

本条例は、令和4年4月1日から施行することとしており、令和4年度以降、本条例の定めにより、債権管理の適正な執行と事務処理を進めていくこととなります。

以上で、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 質問いたします。

公正公平な税負担といいますか、それが債権管理条例により実現するということは非常に好ましいことだなというふうに思います。担当課の皆様には御苦労さまでございます。

そこで質問いたします。

第5条の台帳の整備ということですが、これには住所とか氏名とかあると思うんですが、例えば、納付履歴とか、そういうものもきちっと記載されるものなのかどうかと、台帳の保管年限というのは何年なのか、お尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 税務課長。

○税務課長兼会計管理者（佐藤 修君） 台帳の整備につきましては、今現在も電算の中で台帳整備を進めて、それによって債権管理を進めているところでございます。

一応基本的には台帳等の保管年限については、5年間ということにはなっておりますが、その辺につきましては、詳細を詰めた上で進めさせていただきたいと思っております。

納付履歴につきましても、電算上の管理になりますけども、何月何日に幾ら納付したという記録については、保存されているような状態になっております。

○議長（瀧本正徳君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 台帳の記載の中で、やはり納付履歴というのは非常に大事なところかと思っておりますので、その辺のところはしっかりとお願いをいたしたいと思っております。

それから、第14条の個人情報の収集及び利用等についてお尋ねいたします。

町の債権に係る債務者の個人情報を他の実施機関から収集し、または、当該個人情報取扱い目的以外の目的のために実施機関内において利用し、もしくは他の実施機関に提供することができると、なかなか難しく表現がありまして、分かりやすく言うとどういうことになるのかお聞きいたします。

○議長（瀧本正徳君） 税務課長。

○税務課長兼会計管理者（佐藤 修君） これにつきましては、税法等に準拠したような形の中で、その情報を他の実施機関、他市町村であったり、そういったところから情報を得るといったような流れの中で、税の中ではそういった規定がございますので、それに準拠する形で債権管理条例の中でも規定しているものでございます。

実際には、他への提供というのはあまり想定はしてございません。こちらのほうの債権の管理ということになりますので、転出、転入等があれば、そういったことも想定されますけども、基本的にはこちらのほうで転入前の市町村等からの情報を得るといったような流れの中で進めていくということになるかと思っております。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 町税や公債権の分担金使用料、加入金手数料というのは、自主財源が乏しい当町にあっては、非常に大事な財源でありますから、これまでも予算や決算の審査をする段階では、常に未収金や滞納金は議論的になっておりましたし、監査委員の決算の審査の指摘になってきたところでもあります。目的で定めております公正かつ公平な町民負担の確保及び円滑な行財政運営のためにも、この自主財源の適正な管理というのは極めて大事

な仕事であろうと思います。

しかし、なぜここまでこの条例を定めながら、事務処理をしていかなければならなくなった経過というものをしっかり整理しながら、取り組むということが大事であると思いますが、その辺の見解をお伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 税務課長。

○税務課長兼会計管理者（佐藤 修君） 債権の中には、税も含め様々な債権がございます。

そうした中で、やはり税であれば、地方税法であるとか、税条例の中できちんとした定めがございますので、それに基づいて行くと、ただし、その他の債権につきましては、なかなか民法であるとか、他の法律等々を全て網羅しなければ債権管理がなかなか難しいといったような状況がございます。そういった債権管理をより明確により適正に行うために、こういった債権管理条例をつくることによって、ある程度債権の回収の担当職員となったものが公平公正な中で債権管理ができるようにということで、明確化したものがこの債権管理条例だというふうに捉えております。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） いずれ長期にわたって未払いや未納、あるいは滞納になったのにはそれぞれの対象の方の様々な要因があったんだろうと思います。そうしたことで、誰でも納めるものは納めたいと思っていると思うんでありますが、その辺の滞納、未納になった方々が長期にわたって多額に至った経緯というのは、様々な社会環境や経済環境によるものもあったのではないかと思います。その辺の捉え方はいかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 税務課長。

○税務課長兼会計管理者（佐藤 修君） そういった部分につきましては、従来から債権の回収の担当、職員としては、やはり住民の状態、それから住民の生活状態等を住民とともに話し合いをしながら進めてきた経緯がございます。今後においても、その姿勢は変わらないものというふうに捉えておりますので、住民の状況、住民の生活状況、それから債権に対する支払い等の可能性、そういったものも含めながら、住民と相談の上、今後も進めていくものというふうに考えております。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） そういった背景の中でありまして、いずれ経済的な状況やそれぞれの家庭の事情というものがありますと、社会的なそういった困窮者の方々に対する社会保障の制度もあるわけですから、ただいま答弁があったように、生活実態に合った相談活動をし

ながら、社会保障で補えるものは、そうした対応を進めるような役場庁舎全体でそうした管理に取り組むべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 税務課長。

○税務課長兼会計管理者（佐藤 修君） それにつきましては、そのとおりだというふうに思っております。今までもそういった形で関係する課に情報等伝えたり、そういった町民に寄り添った対応をしてまいりましたので、今後もそういうふうに進めさせていただきたいと思っております。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 住田町債権管理条例を採決します。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第1号 住田町債権管理条例は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第2号

○議長（瀧本正徳君） 日程第2、議案第2号 復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長兼会計管理者（佐藤 修君） 議案第2号 復興産業集積区域における固定資産税

の課税免除に関する条例を廃止する条例について御説明いたします。

この条例は、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興産業集積区域に、施設等を新設した場合に、固定資産税の課税免除との特例を受けることができるものとなっておりますが、法律の一部改正により、沿岸市町村以外は除外されたことから、それに合わせて条例を廃止するものであります。

附則は施行期日を定めており、本条例は公布の日をもって廃止となりますが、附則第2項及び第3項において、経過措置が定められております。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号 復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例を採決します。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第2号 復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第3号

○議長（瀧本正徳君） 日程第3、議案第3号 住田町税条例の一部を改正する条例を議題と

します。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長兼会計管理者（佐藤 修君） 議案第3号 住田町税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、軽自動車税の納期を4月から5月に変更しようとするに伴う改正であります。従前は固定資産税と軽自動車税が4月末までの納期であったものを、軽自動車税について5月に納付書を送付し、5月末までの納期とするもので、これにより4月は固定資産税、5月は軽自動車税、6月が町県民税となり、税の納期の重複を解消し、住民負担の軽減を図ろうとするものであります。

施行期日を令和4年4月1日とし、令和4年度からの適応とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号 住田町税条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第3号 住田町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第4号

○議長（瀧本正徳君） 日程第4、議案第4号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長兼会計管理者（佐藤 修君） 議案第4号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日で失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法は令和3年4月1日から施行されたことに伴い、新たな過疎特措法に基づいた計画に規定された産業の促進と持続性を高めるための一定の事業用資産の固定資産税の課税免除を定めるものであります。

1ページを御覧ください。

改正条例第1条では、対象業種が製造業、旅館業、農林水産物等販売業であったものに情報サービス業が追加され、中小事業者対策が強化され、資本金額5,000万超えの企業は従来の規定を適応し、新增設のみとし、5,000万円以下の中小事業者は新增設に加え、増改築、修繕も含むものと改正されております。

改正条例第2条では、課税免除のための資産の取得期間を公示日から令和6年3月31日までに取得したものが対象となるものと規定し、従来の規定では、2,700万円以上の取得価格以上のものを対象としていたものを、中小事業者に配慮し、500万円以上の取得価格に引き下げられております。

また、製造業及び旅館業にあつては、資本金の額に応じ、段階的に取得価格下限が引き上げられ、資本金5,000万円超えにあつては1,000万円以上、資本金1億円超えにあつては2,000万円以上の取得価格に改められております。

2ページを御覧ください。

附則第1項では、令和3年4月1日から適応することを定め、第2項では経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第4号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第5号

○議長（瀧本正徳君） 日程第5、議案第5号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長兼会計管理者（佐藤 修君） 議案第5号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この条例は、未就学児に係る国民健康保険税の軽減を図り、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、6歳に達する年度までの国民健康保険税の均等割について、2分の1に軽減するための地方税法の改正があったことから、法律の改正に合わせて条例を改正しようとするものであります。

1ページ改正条例第3条見出しから、8ページ附則第14項までの改正は、条文の整理に

よる改正となっており、改正条例附則第1項で令和4年4月1日からの施行を定め、第2項で令和3年度までの課税に係る経過措置を定めたものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 国民健康保険の被加入者にあつては、私も何回か指摘してきた経過があるわけですが、課税額計算上の均等割について、特に子育て世帯が収入が見込まれない子供たちにも均等に課税されるということは、大変負担が大きいということで、今回、未就学児に対する減額が出たということは、一歩前進したんだなというふうに評価しますが、今後、さらにこれらの6歳の未就学児、あるいはそれ以上の子供、小学生、中学生含めて、減額する検討を進めるべきと思いますが、その辺のところ、この条例の改正に当たりながら、国や県の指導、今後の見込みという情報はいかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 税務課長。

○税務課長兼会計管理者（佐藤 修君） 今後につきましては、国のほうの考え方で、県下の国保税の平準化を今、各市町村進めようとしておりますので、当町においては、もちろんそういう新たな制度を設ける予定はございませんし、国の制度改正以外の改正については、今のところ考えていないところでございます。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 現状では考えていないということではありますが、いずれ子育て世帯の国保税の負担というのは大変大きいものがありますから、今後、国、県の統一に向けた中でも示されていないということがありますが、今後、子育て世帯の支援という部分も鑑みながら、検討されるように希望しますがいかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 税務課長。

○税務課長兼会計管理者（佐藤 修君） 当町としては、なかなか県下の各市町村との平準化といったようなこともございますので、当町としては考えられない、今のところ考えていないところでございます。今後、国、県の動向等見ながら、その改正に合わせて改正を進めていくということでございます。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） いずれ県内、あるいは全国の中でも、単独でそうした子供の分の減

免措置に取り組んでいる自治体もありますので、いずれ研究を重ねながら、前向きに進められることを期待します。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第5号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第6号

○議長（瀧本正徳君） 日程第6、議案第6号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 議案第6号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

今回の改正は、傷病手当金の支給に対する国の財政支援の適用期間が、令和4年3月31日までに延長されることとなったことから、傷病手当金の支給を始める日について、所要の

改正をしようとするものです。

それでは、対照表により御説明いたします。

附則の傷病手当金の支給を始める日が、令和2年1月1日から令和3年12月31日までを傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から令和4年3月31日までと改正しようとするものです。附則としてこの条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第6号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第7号

○議長（瀧本正徳君） 日程第7、議案第7号 令和3年度住田町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、菅野享一君。

○企画財政課長（菅野享一君） 議案第7号 令和3年度住田町一般会計補正予算（第5号）
について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ708万4,000円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ50億8,524万5,000円とするものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は8ページ歳入歳出補正予算事項別明細書の2歳入を御覧ください。

13款使用料及び手数料6,000円の減は、マイナンバーカード再交付手数料の減によるものであります。14款国庫支出金1,796万2,000円の減は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1,101万7,000円の増が主なものであります。15款県支出金1,717万6,000円の減は、森林環境保全直接支援事業費補助金1,557万4,000円の減が主なものであります。17款寄附金666万円の増は、指定寄附金の増によるものであります。18款繰入金472万7,000円の増は、財政調整基金繰入金の計上によるものであります。20款諸収入22万3,000円の減は、経営継承発展等支援事業費補助金100万円の減が主なものであります。21款町債486万の減は、高齢者生活福祉センター改修490万円の減が主なものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

3ページをお開き願います。

なお、詳細は11ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3歳出を御覧ください。

1款議会費304万6,000円の減は、費用弁償205万4,000円の減が主なものであります。2款総務費499万9,000円の減は、研修旅費435万9,000円の減が主なものであります。3款民生費1,352万6,000円の増は、障害者自立支援給付費過年度国県負担金返還金1,404万6,000円の計上が主なものであります。4款衛生費1,469万2,000円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種委託料の増が主なものであります。6款農林業費2,258万8,000円の減は、森林環境保全直接支援事業委託料の減が主なものであります。7款商工費321万2,000円の増は、住田町地域企業経営継続支援事業費補助金290万1,000円の計上が主なものでございます。9款消防費は財源組替えによるものでございます。

4ページをお開き願います。

10款教育費72万7,000円の増は、職員手当等の増が主なものであります。12款公債費110万円の減は臨時財政対策債利子償還金182万9,000円の減が主なものであります。13款諸支出金666万円の増は、住田町まちづくり応援基金積立金の増によるものであります。

次に、地方債の補正を第2表により御説明いたします。

5ページをお開き願います。

今回の補正は変更であります。高齢者生活福祉センター改修事業を490万円減額し1,980万円に、種山ヶ原森林公園木道等整備事業を20万円減額し160万円に、避難所無線LAN機器整備事業を150万円増額し400万円に、過疎地域自立促進事業を126万円減額し6,384万円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

1番、水野正勝君

○1番（水野正勝君） 12ページの歳出2款総務費の6目企画費、13節使用料及び賃借料のポータルサイト利用料についてまず第1点伺いたいと思います。

こちら、増額の補正ということですが、ポータルサイト、ふるさと納税の窓口となるホームページへの取組ということで、以前まではまず3つほど窓口があるというようなお話だったかと思います。改めて、その取組の状況を伺えればと思います。

2点目は、その下の18節負担金補助及び交付金のみんなのできる町づくり事業費補助金について伺います。こちらは、減額ということになっておりますけれども、こちらも近年の取組状況ですとか、またこの減額に至った背景など、喫緊の状況等を伺えればと思います。

3点目は、下のほうになります10目地域情報通信推進費の12節委託料、事業者CM製作支援事業委託料ということなんですけれども、こちらはどのような事業の内容になるのか、またその目的ですとか、狙いをお聞かせ願えればと思います。

以上、3点を伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） それでは、私のほうから3点についてお答えいたします。

まず最初に、ポータルサイト利用料の状況ということでございますが、一般質問等々でも御質問いただいた内容でお答えした部分もございますけれども、現在は、3つのサイトを運用しているのに加えまして、さとふるのほうも運用を開始しているところということで、いろんなサイトを増やして、宣伝といったらあれですけども、いろいろ周知を図っているといった状況で、サイト利用料等々について、増額ということでお願いしたいというところがございます。

続きまして、18節のみんなで作る町づくり事業費の補助金、こちらにつきましては、地域の方々がそれぞれの活動に必要な支援をしている、3年間してるということで、その内容についてですが、現在は、今年4団体の継続の申請がございましたけれども、やはりコロナ禍で活動できないという状況もありまして、それで活動を一旦保留というか、中断という団体もございましたので、そういった活動費の当初の予定から減額になったということで、今回の減額というようなことです。活動できる団体につきましては、それぞれ活動していただいて、自分たちの活動の積み重ねを行っていただいているといったところがございます。

続きまして、10目の委託料、事業者CM作成等の支援事業ということでございますが、こちらにつきましては、新型コロナウイルスの影響で、売上げ等が伸びていない町内事業者に対しまして、CM等をつくることで宣伝して、その支援をしたいということで、設けているものでございます。一応、目標としては、30本ということで予定しているところがございます。

○議長（瀧本正徳君） 水野正勝君

○1番（水野正勝君） では再質問させていただきます。

ポータル利用料につきましては、まず、ふるさと納税へのさらなる事業の展開ということで、新たに4つ目のポータルサイトでありますさとふるさんという事業のポータルサイトの活用を今取り組まれているというようなお話でありました。これまでは、3つだったと思います。ふるさとチョイスさん、JREさん、そして楽天ふるさと納税のこの3つだったかと思います。改めてこの3つの部分の運用状況、特に3つ目の楽天のふるさと納税ポータルサイトの取組状況、どこまで実装化されているのか伺いたいと思います。

また、さとふるさん、4つ目の新たなポータルサイトの取組は、どのような見通しで、実際運用化されていくのか、その辺りのスケジュールも確認させてもらいたいと思います。

2点目のみんなで作る町づくり事業費補助金なんですけれども、こちらは、以前から町の町民団体の申請を受けまして、初年度30万円の補助金を受けて、各種まちづくりにおけ

る取組に当たっていただくというような町の補助のものだったと私も認識しております。

以前、議会のほうでも質問させていただいた部分で、なかなか年々新規の申請というのが少し鈍ってきてるんじゃないかなというお話もさせていただきました。また、歴史もそれなりに重ねてきているということで、これまでの団体数も累積は相当な数になっているのかなと思います。改めて、以前はそちらの過去に申請された、またこの補助を受ける適応が終わった団体さんの再支援といいますか、またさらなる後押しというのも必要でないかということをお前の議会で提案もさせていただいたのですが、改めてその辺り、町としてどのようなお考えをお持ちか伺いたいと思います。

3点目、事業者のCM製作をして、コロナでの売上げ減の対応を後押ししたいというような3点目のお話でありました。改めてこの辺りの背景というのは、町提案だったのか、それとも事業者のほうから声があったりですか、そういったような経緯をもう少し詳細伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 1点目のポータルサイトについてお答えいたします。

楽天につきましては、一般質問のほうでもお答えしましたとおり、既に運用を開始しております。まだ全面運用ということではございませんけれども、状況的には一般質問でお答えしたとおりで、今後完全な運用に向けて、今準備を進めているところでございますし、さどふるにつきましても、一部開設といったらおかしいですけれども、そういった段階的に整備しながら進めていくということで、今、運用開始しているといったところでございます。運用開始して日も浅いものですから、どういうふうな反応があるかというのは、まだこれから状況を見て判断していきたいなというふうに考えているところでございます。

2つ目の補助金、みんなでつくる補助金につきましては、新規につきましては、申請する団体今年ございませんでした。それで、この1年半、2年近くコロナの影響もあるのかなというふうに思っております。実際に、活動して補助金を受けたいと考えても、今ちょっとできる状況じゃないなという判断などもあるのかもしれないというふうに想像しているところでもございます。

そういった中で、御質問のありました前に一旦支援を受けた方の再支援といったことに関しましては、基本的には、この3年間の中で、自立して活動ができる状況をお願いしたいということで支援しているものでございます。それについては、一旦、補助が終わった後は、やはり自助努力といったところも必要なのだろうなというふうに思います。その中で、支援

が必要な中身というのがまたどういうものかといったことも要因するかと思いますが、もちろん基本的には、同じ補助を再度といった部分については、今のところは考えていないといったところでございます。

3点目のCMに関しましては、こちらは担当課のほうで考案して、幾らかでもその町の事業者の方々が売上げを伸ばせるというか、そういった支援ということで、何かできないかなとって発案した内容でございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 水野正勝君。

○1番（水野正勝君） ポータルサイト、ふるさと納税の受付窓口に関しましては、詳細いただきました。いずれにしても、楽天さんのふるさと納税の窓口サイトは、まだ完全な運用状況ではないというなお話でありました。まずこのふるさと納税、この間の一般質問でもお話ししたとおり、どんどんどんどん今活性化されている業界なのかなと思いますので、何とか楽天さん、そしてまた今後も取り組まれていくというさとふるさんも、本格的な実装をぜひ一日でも早く開始していただければなと考えるところであります。

また2点目のまちづくり事業補助金の部分で、これまでの過去の団体への再支援はどうかということで今、伺わせていただいたんですが、なかなかまずこれまでの団体さんの部分は自立していただいてというような答弁でありました。いずれにしても、確認しますと新規の部分の申請団体数というのは、やはりちょっと年々少し少なくなっているのかなと、ただ、私も見受けられている認識でありますと、こういった補助金のまず予算の確保ですとか、取組方というのは、まずこれまでと変わらない状況にあるのかなと思います。ただ、ここまで年々なかなか新たな団体が少ないとなれば、取組自体も予算の規模をはじめ、また、工夫を多少今後凝らしていかなければいけないのかなと思いますが、その辺り、今後の改善策と伺いますか、展望をお持ちであれば伺いたいと思います。

3点目、このCM製作という部分なんですが、非常にこちら前向きな考えの下、当局のほうで提案されたような事業ということで、今お話ありました。事業者の方々にしてみれば、やっぱこういった動きがあれば、すごく勇気づけられる取組かと思われれます。ぜひ、成功していただけるような取組となるよう引き続きお願いしたいと思います。

以上、2点、1点目と2点目答弁伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 1点目につきましては、今後も運用を広げていきながら、や

はりふるさと納税の拡大につなげていけるように、取り組んでいきたいなということで考えておりますが、2点目の補助金につきましては、こちらは、みんなで今できる補助金ということは、この事業がその以前にも継続して、名前を違くしながら、内容的には同じような支援方法であったりとか、対象事業であったりとか組み替えながら継続してきたる段階で今ございます。なので、御質問のとおり、今後、町内の実施団体の需要の状況というか、どういったものが必要なのかといったものをさらに検討しながら、声を聞きながら、制度的な内容の見直しであるとかといったところは考えていきたいなというふうに考えております。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） それでは、3点お伺いいたします。

11ページの2款総務費の6目企画費、8節旅費13万2,000円がありますが、これは、企業版ふるさと納税の企業訪問というふうな形でお聞きしておりますが、まずこの企業版ふるさと納税を利用するためには、内閣府に地域再生計画というのを提出しなければならぬわけですが、この地域再生計画の提出した内容、それから計画の終了年限というのはいつということを出されているのか、まず1点お聞きします。

2点目です。12ページの2款総務費、1目戸籍住民基本台帳費の13節使用料及び賃借料の個人番号カード交付予約管理システムの機器使用料についてお伺いいたします。

マイナンバーカードなわけですが、マイナンバーカードの交付の予約管理システムの導入を使ってるということだと思いますが、このことによって、どのような効率性とか、利便性が向上するのかお伺いいたします。

3点目です。15ページの6款農林業費の1目林業総務費の14節工事請負費に関わって、種山ヶ原の森林公園の木道等の整備工事費に関わってお尋ねいたします。

森の案内人等からの要望もありまして、早速まず木道が整備されたということで、大変感謝を申し上げます。大分使いやすくなってるなというふうに思っておりますが、そこでお尋ねいたします。散策コースというのは、大体、イリスの道とか、カッコウの道とかありまして、管理道とかあるいは登山道のほかに15コースほどあるというふうに思っております。この15コース、年数がたちまして、焼き杉の階段等が腐ってるとか、あるいはほとんど使われないコースもあるわけですが、今後、重点コースを定めて整備をしていくべきじゃないのかなというふうに考えておりますが、この3点についてお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） それでは、私のほうからは1点目の企業版ふるさと納税地域再生計画についてお答えさせていただきます。

当町の地域再生計画につきましては、住田町のまち・ひと・しごと創生推進計画、住田町総合計画の内容に準じた内容ということで、その計画内容、多くの内容を網羅して、それに該当するものは対象にしております。計画の終了年度というか、目標年度につきましては、2025年の3月31日までということでこの計画の有効期間というふうにしてございます。以上です。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） 個人番号カード交付予約管理システムについてお答えいたします。

交付を推進するために、地方公共団体情報システム機構、J-LISからの74歳以下の方々への申請書の送付、それから今後、75歳以上については後期高齢のほうの広域連合から申請書が送付されるということが決まっておりますけれども、そのようなことから今後も、このカードの申請は増加してくるものというふうに捉えておりますので、その交付申請を一括管理、あるいは明確な工程管理、それから申請者増への対応ということで、システムを導入するものであります。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 私のほうからは、種山ヶ原の森林公園についてお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、公園内の道路、全てを整備していくというのは、なかなか財政的にも難しいという部分があります。ですので、よく使われるコース、これを中心にやっていくべきかなというふうには考えております。補助事業等も考慮しながら、そういうふうな形でやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 企業版のふるさと納税に関わってですが、仕事・学びの場の創出事業に当たりまして、この事業を導入をしているというふうに捉えております。1,000万の寄附金の目標を掲げておるわけですが、現在、既存の寄附ということで、2社さんがあるというふうに伺っております。こういう有限会社の方々とか、株式会社2社なわけですが、こうい

うところの企業と町とどのようにこれからつながっていく考えなのか、いろいろな可能性があるのか、提案されているのかどうかをお伺いいたします。

それから、マイナンバーカードに関わってですけれども、先ほどの答弁にもありましたように、75歳以上の方についても、後期高齢者のそちらのほうからもカードの申請書が送付されるよと、ますます申請者が増加していくという中での対応だというふうに捉えました。

そこで、申請書はその方々、高齢者の方々にも届きます。ただ、その高齢者にとりましても、カードを作ると、最終的にカードが交付になって自分の手元に届くとそこが問題なんだというふうに思います。一般質問の中でも、提案をさせていただいておりますが、現在は、交付申請書QRコードを例えば証明写真といったのがありまして、パスポートであるとか、免許証のときの写真機ですね、一般にその辺にあったりしますが、そこに自分の申請書のQRコードをかざせば、自動的に座れば写真も撮っていただいて、交付の申請まで持っていくとそういうふうな証明写真機がすでに出てあります。もう一つは、例えば、行政の窓口、町民課のこの窓口に行くと、タブレットがあって、写真を撮ってくださって、その申請の補助をしていただくと、そういうふうないろんな方法が今あるようです。今後、そういうことも考えて、申請の補助をしていただくようお願いをしたいと思います、その辺の見解をお尋ねいたします。

それから、種山ヶ原の散策コース、答弁がありました。やはり、全部整備するというのはなかなか予算的なものもありますので、財政的なことも考えると、案内人さんとか、あるいは教育委員会さんなんかでも、森の保育園であるとか、いろんな形で使っております。福祉のほうでも、健康づくりということで使っておりますので、関係機関の皆さんと相談をしていただきながら、よく使うコースというのを特定をして、重点的に整備をしていただきたいというふうに思います。その辺の答弁をお願いいたします。

○議長（瀧本正徳君）　ここで、6番、村上薫君の再質問に対する答弁を保留し、暫時休憩します。

休憩　午前11時01分

再開　午前11時11分

○議長（瀧本正徳君）　6番、村上薫君の再質問に対する答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君）　それでは、仕事・学びの場の関係と企業版ふるさと納税の関

係ということでございますけれども、今回の仕事・学びの場の目的は、新しい仕事のスタイルを町内でもできる場所づくりといったところでございますが、その取組に対して、共感または賛同を得ながら、興味を持っていただいて、支援をいただいたというふうに認識しているところでございます。その後も、そういった興味を賛同いただいた会社とは、引き続き関係性を持ちながら、利用もしていただくなり、関係性を継続した中で、さらなる広がりにつながるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） マイナンバーカードの申請への支援ということでありましてけれども、一般質問のほうでもお答えしましたけれども、高齢者のみの世帯とか、いわゆる弱者の方々で申請をしたいと考えている方に対しては、何かしらの支援が必要なものとは考えておりますので、今後、どのように取り組んでいくかを検討してまいりたいと考えております。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長。

○林政課長（千葉純也君） 種山ヶ原森林公園についてでありますけれども、これまでも情報収集をして、現地確認もしながら進めてきたところであります。今後についてもそのように進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） マイナンバーカードの先ほどのことですが、障害を持った方々とか、弱者の方にも何かしら支援が必要ということで、ぜひその辺はお願いをしておきたいと思っております。

これから、マイナンバーカードが普及していけばいくほど、カードを持っていない方と持っている人の利便性とか、いろんな差が出てくる、広がるという可能性がありますので、ぜひ、そちらの支援のほうを補助を申請の補助という形になると思いますが、よろしく取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

3番、佐々木初雄君。

○3番（佐々木初雄君） 2点お伺いいたします。

最初は11ページ、2款1項1目8節の旅費435万9,000円の減額についてお伺い

します。

当初予算は474万7,000円、9割以上減額になっておりますが、コロナ禍による研修会の中止等によるものが要因と思われませんが、要因は何なのでしょう。

それから2つ目は、15ページ、4款1項5目14節の工事請負費93万5,000円の減額についてお伺いします。

これは、補正予算第1号で410万3,000円の事業だと思うのですが、大幅に減額になっておりますが、要因は何なのかをお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長、山田研君。

○総務課長（山田 研君） 私からは1点目の職員研修の減額の関係でございます。

議員御質問のとおり、現在、コロナ禍ということでございまして、その影響が大きく出ているものでございます。特に、東京等で行われる研修は旅費のほうも高額になりますので、その関係の研修が中止となったことが大きな要因でございますし、また、林野庁行政事務研修というものがございます。これは、本町の職員が林野庁に派遣研修に行くための旅費がありまして、その旅費を本庁から東北森林管理局派遣に切り替えましたために、その旅費が全額不要となったものでございます。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 保健福祉センターのエアコン工事費の93万5,000円の減でございますが、事業が完了しましたので、入札残というところになります。93万5,000円の減というふうになっております。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木初雄君。

○3番（佐々木初雄君） 1点目の研修の関係なんです。職員研修は非常に大事だと思うんです。中止による業務執行への影響をどういうふうに捉えているかお伺いいたします。

それから、2つ目のエアコンの工事なんです。補正に出すぐらいだから、見積りを取るとかいろいろ吟味してやったと思うのですが、その大きく変わったのは先ほど聞きました。もう一度お伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） 1点目の職員研修の関係でございます。

実際に出張しての研修のほうはそのとおり少なくなりましたが、代わりにウェブを使った研修が大分普及をしまして、業務のほうの研修のほうは、そちらのほうを多

く利用しているというふうな状況でございます。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 工事の実施に当たりましては、見積りを取りまして対応して
ます。いずれ入札でございますので、業者さんの筆入れの金額によって決定しますので、そ
の部分の差額が93万5,000円出たという中身になっております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 一つは13ページです。3款民生費の1項社会福祉費の中で、生活
困窮者の冬季特別対策給付金、これ一般質問の中で、内容と対象者についてはお伺いしたと
ころであります。1世帯当たりの補助規準額並びに補助期間をどのように定めているかお
伺いします。

もう一つは、15ページの6款農林業費、1項農業費の中で、いわてニューファーマー支
援事業交付金が75万増額になりました。新たな担い手が生まれたんだろうと思うんですが、
私も営農に当たって、新規に就農する方と一緒に農産業をしてみてもいいけれども、果
たしてこの方が周りの指導員とか、独立して1人でやった場合に、経営継続が大丈夫かなと
いうふうに心配して見ているところもあります。そうした中で、このニューファーマーの支
援事業を実施するに当たって、技術指導や経営指導するスタッフがいて、独立してもその事
業が継続できるように見守っていく必要があるだろうと思いますが、その辺の取組の状況が
どうかお伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 生活困窮者冬季特別対策給付金でございます。1世帯当たり
5,000円を予定しておりまして、事業については今年度中ですが、申請のほうについて
は、来年の2月中までに申請をしていただいて、給付金を支給するというような形を取りた
いというふうに考えております。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長兼農業委員会事務局長（佐々木光彦君） それでは私のほうからは、2点目のいわ
てニューファーマー支援事業交付金の関係についてお答えをいたします。

今年度は、当初では3名の新規就農対象者いらっしゃいまして、今回、補正に計上した部

分は、下期ですね、9月に新規就農の相談がありまして、その分を今年度中に就農が見込めるということで、予算計上をしたものでございます。

議員からお話がありましたとおり、確かに技術指導あるいはその経営指導といった部分の充実という部分が、新規就農者の定着という部分には、大きく関わってくると思いますので、チームを組んで、関係機関でチームを組みながら、現在も、今、支援を受けている方々に対しても、そういう指導をしているところでございますし、仮に交付支援期間が終わったとしても、継続してそういったような支援ができるような形を取っていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 1点目の冬季特別対策給付金の関係ですが、県の補助をするということで、予算措置なってるわけですけども、県の部分を見ると、1世帯当たりの補助規準額もやはり県も5,000円としていると、そして、その内訳として、市町村が福祉灯油の実施に使った経費の2分の1、それからもう一つは、市町村が助成した世帯数に1世帯当たりの規準額5,000円を乗じていた額の2分の1のいずれか低いほうという県の補助規準があるようではありますが、それら含めて、対象者に対する補助金を5,000円という規準で定めているというふうに理解していいのか、確認させていただきます。

ニューファーマーの支援事業の担い手の方々の経営の取組の状況を見ると、関係者がチーム、従来から住田の農業支援のよさは、普及センター、農協、行政の担当者がタックを組んで、最近は篤農家の指導も受けてということで、前向きな取組をしてるわけですけども、当事者が見てると記帳とか、栽培管理の現地確認とか、そういったのはいまいちかなというふうに私は見ておりますんで、そういった意味では、事務の指導も出てくるだろうと思いますけども、記帳とかそういった部分もしっかり規制をつけて点検するような取組をすべきと見えていますが、いかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 1世帯当たりの給付金額の5,000円の部分についてですけども、先ほど議員が御質問されたとおり、県の補助要綱によっては、5,000円という規準額の部分がありますので、それに従って本町としても5,000円という形にしているところです。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、佐々木光彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（佐々木光彦君） 2点目のいわてニューファーマー支援事業交付金についてお答えいたします。

議員おっしゃいましたとおり、記帳でありますとか、栽培管理の履歴を随時書き留めておくという部分は、農家としての基本の部分でございますので、そういった部分を日頃からできるよというように含めて、技術指導とか、経営指導といった部分につなげていきたいというふうに考えております。いずれ、定着をしていただかなければこの支援をしているなかなか意味がなくなってくるので、自立、そして定着できるように、支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号 令和3年度住田町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第7号 令和3年度住田町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第8号

○議長（瀧本正徳君） 日程第8、議案第8号 令和3年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） 議案第8号 令和3年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

今回の予算補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ56万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,152万1,000円とするものであります。補正の内容について、2ページ、第1表、歳入歳出補正予算により御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。なお、詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2歳入を御覧ください。

5款繰入金56万5,000円の減は、保険基盤安定繰入金56万5,000円の減によるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3歳出を御覧ください。

3款国民健康保険事業費納付金691万円の減は、一般被保険者医療給付費分691万円の減によるものであります。8款諸支出金634万5,000円の増は、国庫・県支出金等返還金634万5,000円の計上によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号 令和3年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第8号 令和3年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第9号

○議長（瀧本正徳君） 日程第9、議案第9号 令和3年度住田町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第9号 令和3年度住田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ209万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,648万3,000円にしようとするものであります。補正後の歳入歳出予算を2ページ、第1表歳入歳出補正予算により説明いたします。

2ページをお開きください。

まず、歳入について説明いたします。なお、詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2歳入を御覧ください。

3款国庫支出金、1項国庫負担金14万8,000円の増は、介護給付費負担金の増、同じく2項国庫補助金125万5,000円の増は、調整交付金6万7,000円の増、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）44万5,000円の増、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）5万3,000円の増、介護保険事業費補助金71万の増によるものです。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金69万8,000円の増は、1項介護給付費交付金20万円の増、地域支援事業支援交付金49万8,000円の増によるものです。

5款県支出金、1項県負担金9万2,000円の増は、介護給付費負担金の増、同じく2項県補助金24万9,000円の増は、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）22万3,000円の増、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以

外) 2万6,000円の増によるものです。

7款繰入金、1項一般会計繰入金36万9,000円の減は、介護給付費繰入金9万2,000円の増、地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)22万3,000円の増、地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外)2万6,000円の増、その他一般会計繰入金71万円の減によるものです。

次に、歳出について説明いたします。

詳細は8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3歳出を御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費は財源組替えによるものです。

2款保険給付費、1項介護等給付費73万9,000円の増は、介護予防サービス計画給付費の増によるものです。

4款基金積立金、1項基金積立金57万円の減は、介護給付費準備基金積立金の減によるものです。

5款地域支援事業、1項包括的支援事業・任意事業14万円の増は、配食サービス事業委託料の増、同じく2項介護予防・生活支援サービス事業177万7,000円の増は、介護予防・生活支援サービス事業委託料4万円の増、介護予防ケアマネジメント業務委託料51万2,000円の増、介護予防・生活支援サービス給付費121万5,000円の増、高額介護サービス費等給付費1万円の増、同じく4項その他諸費は、審査支払手数料7,000円の増によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長(瀧本正徳君) これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長(瀧本正徳君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長(瀧本正徳君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長(瀧本正徳君) 討論なしと認めます。

これから、議案第9号 令和3年度住田町介護保険特別会計補正予算(第3号)を採決し

ます。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第9号 令和3年度住田町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第10号

○議長（瀧本正徳君） 日程第10、議案第10号 令和3年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） 議案第10号 令和3年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の予算補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ138万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,805万3,000円にしようとするものであります。

補正の内容について、2ページ、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2歳入を御覧ください。

3款繰入金138万4,000円の減は、保険基盤安定繰入金の減によるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3歳出を御覧ください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金138万3,000円の減は、保険基盤安定負担金の減によるものであります。

3款諸支出金1,000円の減は、還付加算金の減によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号 令和3年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第10号 令和3年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第11号

○議長（瀧本正徳君） 日程第11、議案第11号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 議案第11号 財産の取得に関し議決を求めることについて提案理由を御説明いたします。

今回の財産取得の目的は、平成28年度に導入したユーザー管理やインターネットメール等、各システムの機器更新に当たり、システム全体を1つの機器で運用するため、新たに仮想化統合基盤機器等を購入しようとするものでございます。

現在、ユーザー管理やインターネットメールなど、各システムを12種類のサーバー機器

等において運用しているところでございますが、仮想化統合基盤機器を導入し運用することで、機器の設置コストの削減と省スペース化を図るものであります。

また、障害発生を想定し、仮想化基盤内で予備システムを稼働させることで、システムを停止させることなく復旧することが可能となるものでございます。

取得する財産は、仮想化総合基盤機器等一式であります。詳細は別紙内訳を御覧いただきたいと思っております。取得予定価格は1,738万円であります。取得の方法は借入れ、相手方は県内のOA機器の取扱業者かつサーバー機器やシステム開発等の取扱いがある2社による入札を行った結果、岩手県盛岡市厨川3丁目10番1号、テクノ株式会社、代表取締役、長谷川 修氏であります。なお、納入期限は令和4年1月31日であります。

財産の取得につきましては、予定価格700万円以上のものは、地方自治法及び条例により議会の議決が必要となるもので、今回、取得しようとする財産は、その要件に該当することから、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから質疑を行います。

発言を許します。

8番、林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 全然デジタル関係分からないんですが、この1,738万円というのは高いのか安いのか、その点を。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 前回の全体的な整備よりは安くなってございます。

○議長（瀧本正徳君） 林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） こういう業者というのは、岩手県では何社ぐらいあって、入札は何社参加したのか。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 県内に全体的なところはまだ把握しておりませんが、町のほうに入札参加指名をいただいているのは20社ございまして、そちらに案内したところ、結果的には2社の入札参加ということでございました。

○議長（瀧本正徳君） 6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） まず、ちょっとお願いをしておきますけれども、このように、なかなかなじみの薄い事業であるとか、時代の先端をいくような事業につきましては、できる限り

この議会に提案する前に、事前説明をしていただきたいというふうに思います。

それでは、質問に入りますが、この仮想化というのは、ソフトウェアによって複数のハードウェアを統合して自由なスペックでハードウェアを再現する技術だというふうに捉えております。

そこでお尋ねいたしますが、この仮想化というのは、仮想化ソフトウェアによって実現するわけですが、今の時代にソフトウェアの開発スピードというのは、非常に早いわけですが、リースではなく、今回買取りにした理由、それから、この仮想化統合基盤を導入することによって、どれぐらいの削減効果が見込まれるのか、まずお尋ねいたします。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 今回更新しようとする機器につきましては、現在も本町で所有している機器をとということでございまして、今後においてもこのようなスタイルというか、機器を更新して運用していきたいということでやったものでございまして、今回は、今までは1台1台での管理だったものをまとめまして、仮想化していくというような形に変更していくということでございます。削減効果につきましては、前回の購入価格が約3,000万ほどでございましたので、1,000万円以上の削減効果があったというふうに見込んでおります。

○議長（瀧本正徳君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 今回、この仮想化基盤を導入することによって、1,000万ほどの削減効果が見込めるということですが、そこでこれから国のデジタル改革によりまして、自治体情報システムの標準化、それから共通化が来年度から住民基本台帳から始まります。今後、令和7年度末までに、17業務のシステム移行になるわけですが、今回のこの仮想化というのは、それらも想定をしてやってるのかどうかお尋ねします。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 今回の機器につきましては、機器更新の耐用年数ということもございます。もちろん議員の質問のとおり、今後デジタル化を進めていくに当たって、関わる部分であると思いますが、今おっしゃいました17業務等々につきまして、本町のほうでも業務を運用しているわけですが、その大きなものは、それぞれベンダーということで、会社が違うところがありまして、そちらのほうからリースいただいてやってる分ということもございますので、今後、クラウド化も含めまして、こういった内容が適切かというものをこれから検討しながら、またいいやり方というか、運用方法を進めていきたいというふうに

思っております。

○議長（瀧本正徳君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 17業務それぞれのベンダーがあるということで、これベンダーというのは供給元という、販売先といいますか、それぞれシステムによって、それぞれメーカーさんとかあって、違うんだよということのようですが、いずれもそうすると、次の17業務につきましても、仮想化というのがある程度必要になってくるというふうに捉えてよろしいわけですね。それで、メリットだけじゃないわけですが、デメリットもあるわけで、例えばそのバックアップ、仮想技術とか、そういうサポートとかの面で、そういう今、今回選んでいただいたところが十分に対応できるのかどうか、その点をお聞きます。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） バックアップというか、保守系の部分につきましては、今回、導入いただくのは、機器の導入のみで、ソフトウェアの運用につきましては、またその専門の業者のほうに運営をお願いしているといったところでございますので、今までどおりであれば、そのとおり心配がないものというふうに認識しております。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第11号 財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 48 分

再開 午前 11 時 49 分

◎日程第 12 議案第 12 号

○議長（瀧本正徳君） 日程第 12、議案第 12 号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

職員に事案の朗読をさせます。

○事務局長（松田英明君） [事務局長朗読]

○議長（瀧本正徳君） 提案者の説明を求めます。

町長。

○町長（神田謙一君） 議案第 12 号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて御説明いたします。

現教育委員多田 茂氏の任期が令和 4 年 1 月 1 日をもって満了となり御退任の御意向でございます。多田氏におかれましては、平成 24 年 4 月 1 日から 3 期 10 年間にわたり本町の教育行政の発展に御尽力され、平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 2 年間は、教育長として優れた指導力を発揮されたところであり、ここに改めて敬意と感謝を申し上げます。

後任の委員といたしましては、大山敏一氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

大山氏は上有住字上家にお住まいで、現在、58 歳であります。岩手県立住田高等学校を御卒業後、東京の民間会社に就職され、在職中であります。現在は、感染症予防のためオンラインによる勤務が中心とお聞きしております。民間企業では、アメリカで 7 年、中国で 5 年の勤務経験がおありで、豊富な人生経験と識見、国際感覚をお持ちであります。また、御自身のお子様も有住小学校、中学校で学ばれ、保護者としての御経験もおありであるとともに、地域活動やスポーツ関連行事にも積極的に参加され、生涯学習分野への関心も高く、あわせて本年 6 月からは社会福祉協議会の理事及び企画委員としても御活躍でございます。

教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、人格が高潔で教育、

学術及び文化に関し識見を有するものと規定されており、大山氏は、まさに適任であります。

本町教育行政に対し、貴重な提言を頂けるものと期待をしているところでありますので、任命に当たり議員各位の同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、提案といたします。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

議案第12号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（瀧本正徳君） 起立多数であります。

したがって、議案第12号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第13 閉会中の継続調査申出（総務教民常任委員会）

○議長（瀧本正徳君） 日程第13、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務教民常任委員長より所管事務調査について、住田町議会会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第14 閉会中の継続調査申出（産業経済常任委員会）

○議長（瀧本正徳君） 日程第14、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

産業経済常任委員長より所管事務調査について、住田町議会会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第15 閉会中の継続調査申出（広報編集常任委員会）

○議長（瀧本正徳君） 日程第15、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

広報編集常任委員長より所管事務調査について、住田町議会会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（瀧本正徳君）　これで、本日の日程は全部終了しました。

第19回住田町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会　午前11時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

